

# 引越し前・後の各種手続き

## 1ヶ月前

### 粗大ゴミの回収依頼

○畳、家具、大型電化製品等<sup>※</sup>の大型ゴミは、通常のゴミ回収車では、回収できません。市区町村の清掃担当部署に連絡して、役所が許可した処理業者を紹介してもらい、依頼します。回収は有料です。また、引き取りまで時間がかかる場合があります。

※家電リサイクル法に基づき、不要になったエアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機については、その製品をお買い上げになった家電小売店か、同じ種類の製品を買おうとしている小売店にご連絡ください。この場合、小売店は古い家電製品を引き取る義務があり、消費者は小売店から①収集・運搬する為の料金と②リサイクルするための料金を請求された場合、その支払いに応じなければなりません。

### 引越し業者の手配

○FAX・コピー機などの精密機械や、高級美術品などの特殊物の梱包・運搬は、一般の家財と別に頼む方が安心です。運送会社に連絡して、確認・手配をしておきましょう。

### 学校の転校手続き

- 公立小中学校の場合、引越し決定後、すぐに担任の先生に連絡し、在学証明書、教科書給与証明書等を受取ります。
- 公立高校の手続きは、都道府県によって異なるので、詳しくは引越し先の都道府県の教育委員会にお問い合わせください。
- 私立の小中学校の場合、日本私立小中学校連合会、中学校・高等学校は、都道府県庁所在地にある私立・中学高等学校協会（地域によっては私学協会、私立・中学高等学校連盟・連合会など名称が異なる）で、学校名、所在地、電話番号、学科などを確認し、編入希望先の学校へお問い合わせください。

## 2週間前

### 電話の移設・名義変更の手続き

○同じ電話局の管轄内の場合、受持ちの電話局へ電話で新旧の住所、氏名、引越し月日、移設希望日を連絡。

○電話局の管轄が変わる場合、受持ちの電話局へ電話で新旧の住所、氏名、引越し日、移設希望日を連絡。申込み日から3日以内に移転先の電話局から、引越し先での取り付けに関する案内が電話で入ります。

※電話局が変わる場合でも、加入地域内の移設については地域により取扱いが異なる場合があるので、受持ちの電話局へお問い合わせください。

※移設日を指定する場合は、ご希望日の1,2週間前までにお申し込みをしましょう。

※引越し当日は電話を使うことが多いので、取り外しは引越し終了後にしましょう。

## 1週間前

### 役所へ転出届けの提出

○市区町村へ印鑑を持参し、住民異動届を提出して、転出証明書を受取ります。

### 印鑑登録の消去

○市区町村役所へ転出届けを提出すると、自動的に印鑑登録は消去され、印鑑登録カードを窓口に戻却します。

### 電力会社へ転居連絡

○領収書・検針表に記載されている電力会社の支社・営業所へ電話で住所、氏名、引越し日、転居先の住所、領収書のお客様番号を連絡します。

○転居先を管轄する電力会社の支社・営業所へ電話で使用開始日、住所、氏名を連絡します。

### ガス会社への転居連絡

○領収書・検針表に記載されているガス会社の支社・営業所へ電話で住所、氏名、引越し日、転居先の住所、領収書又は検針表のお客様番号を連絡します。

○転居先のガス会社へ引越し日、新住所、氏名、ガス栓開栓の希望日時、旧住所で使用していたガスの種類を伝えます。現在のガス器具がそのまま使用できるかも確認しましょう。

### 水道局へ転居連絡

○領収書・検針表に記載されている水道局の支社・営業所へ電話で住所、氏名、引越し日、転居先の住所、領収書または請求書のお客様番号を連絡します。

○転居先の受持ち支所・営業所へ使用開始日、住所、氏名を連絡します。下水は水道の手続きをすると自動的に手配されます。

### 新聞販売店へ連絡

○新聞購読の解約や、転居連絡をします。

### 郵便局へ転居届けの提出

○新居の住所が決まったら、郵便局へ転居届けを提出。転居届の用紙は郵便局または市区町村の窓口で受取ります。

※転居届の用紙がない場合は、ハガキに新旧の住所、氏名、捺印、家族・同居人の氏名、転居月日を記入して、最寄の郵便局へ郵送します。

### 金融機関の各種手続き

○普通預金・定期預金等の変更手続きをします。転居先に同じ契約銀行の支店がある場合は、届出印鑑、口座番号、新旧の住所、氏名を提出し、口座移転・住所変更の手続きをします。口座移転をすると、口座番号が変わるので、新しいキャッシュカードを発行してもらいます。

○取引銀行を変える場合は、公共料金の自動引き落としの解約届けを、口座振り替えを依頼している窓口へ提出します。

○銀行ローン、クレジット会社、生命保険、火災保険、損害保険、株券等の住所変更手続きも忘れずに。

## 引越し当日

### 電気・水道・ガス料金の精算

○それぞれ係員が検針のうえ、当日までの料金を精算します。

### 電話機の取り外し

○レンタルの場合、係員が電話機を取り外しに来ます。当日までの料金は精算の上、電話局から引越し先へ請求がきます。

### 電気・水道・ガスの使用開始手続き

○電気は安全器のスイッチを入れ、安全器についているハガキに必要事項を記入し投函します。

○ガスは開栓申込指定日に係員が来て、入居者立ち会いのもと開栓します。

○水道は指定日あるいはその前に係員がメーターをつけてくれるので元栓を開くだけで使用できます。ハガキがついている場合は必要事項を記入し投函します。

## 引越し後

### 学校の転入手続き

○各教育委員会へ新しい住民票を持参し、転校先の学校指定を受け、入学通知書等を受取ります。

○指定先の学校へ在学証明書、教科書給与証明書、入学通知書等を提出します。

### 住民票の異動手続き

○引越して14日以内に、転出証明書を新居の市区町村役所へ提出し、転入の手続きをします。その際、印鑑が必要です。

### 印鑑登録の申請手続き

○登録の方法は各自治体によって異なりますので、窓口に行く前に確認しておきましょう。

### 国民年金の住所変更

○転入届の提出後14日以内に転入先の市区町村役所へ年金手帳と印鑑を持参して手続きをします。その際、領収書を持っていきましょう。

### 運転免許証の住所変更

○同じ都道府県内の転居の場合は、最寄りの警察署交通課へ免許証、住民票の写しを、他の都道府県からの転居の場合は、免許証、住民票の写しに写真1枚を添えて住所変更届けを提出します。

### 自動車の登録変更

○引越して15日以内に変更登録申請書、自動車検査証、車庫証明書、新しい住民票を管轄の陸運事務所に届け出ます。軽自動車の住所変更手続きは所轄の軽自動車検査協会で行います。

○車庫を借りている場合は、自動車保管場所使用承諾書（所轄の警察署でもらう）と申請書に略地図を揃えて、警察署に提出します。